

令和8年 八雲町議会第1回定例会会議録（第3号）

令和8年3月13日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第12号まで、議案第27号
(令和8年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第28号 令和8年度八雲町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 4 議案第13号 八雲町火災予防条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 { 議案第14号 指定管理者の指定について
議案第15号 指定管理者の指定について
議案第16号 指定管理者の指定について
議案第17号 指定管理者の指定について
議案第18号 指定管理者の指定について
議案第19号 指定管理者の指定について
- 日程第 6 議案第20号 町道路線の変更について
- 日程第 7 議案第21号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 発委第1号 八雲町議会基本条例の一部を改正する条例
- 日程第10 発議第1号 泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書
- 日程第11 発議第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書
- 日程第12 発議第3号 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書
- 日程第13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（14名）

	1番	斎藤	實	君		2番	横田	喜世志	君
	3番	水野	博美	君		4番	赤井	睦美	君
	5番	黒島	竹満	君		6番	安藤	辰行	君
	7番	寺田	広樹	君		8番	倉地	清子	君
	9番	小西	雄一	君		10番	関口	正博	君
副議長	11番	宮本	雅晴	君		12番	三澤	公雄	君
	13番	牧野	仁	君	議長	14番	大久保	建一	君

○出席説明員

町 長	萬 谷 俊 美 君	副 町 長	竹 内 友 身 君
総 務 課 長			
兼新庁舎建設推進室長	川 崎 芳 則 君	財 務 課 長	井 口 貴 光 君
併選挙管理委員会事務局長			
政策推進課長	川 口 拓 也 君	政策推進課参事	戸 田 淳 君
会 計 管 理 者	佐 藤 尚 君	危機対策課長	田 中 智 貴 君
兼 会 計 課 長			
住民生活課長	相 木 英 典 君	保健福祉課長	石 黒 陽 子 君
農 林 課 長	加 藤 貴 久 君	商工観光労政課長	石 坂 浩太郎 君
併農業委員会事務局長			
建 設 課 長	藤 田 好 彦 君	環境水道課長	横 田 盛 二 君
兼公園緑地推進室長			
水 産 課 長	吉 田 一 久 君	落 部 支 所 長	阿 部 雄 一 君
教 育 長	西 田 浩 人 君	学 校 教 育 課 長	三 坂 亮 司 君
		兼学校給食センター長	
		社会教育課長	
		兼 図 書 館 長	佐 藤 真理子 君
学校教育課参事	池 田 忠 寛 君	郷土資料館長	
		町史編さん室長	
体 育 課 長	伊 藤 勝 君	農業委員会会長	日 野 昭 君
選挙管理委員会委員長	外 崎 正 廣 君	監 査 委 員	千 田 浩 文 君
総合病院事務長	竹 内 伸 大 君	総合病院庶務課長	長谷川 信 義 君
総合病院医事課長	佐 藤 哲 也 君	総合病院地域医療連携課長	佐々木 裕 一 君
消 防 長	河 井 治 彦 君	八 雲 消 防 署 長	中 野 悟 司 君
八雲消防署庶務課長	小 林 伸 也 君	八雲消防署予防課長	横 田 和 彦 君
八雲消防署警防救急課長	鈴 木 慎 也 君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

熊石総合支所長			
兼地域振興課長	田 村 春 夫 君	地域振興課参事	小笠原 一 信 君
併熊石教育事務所長			
住民サービス課長	北 川 正 敏 君	産 業 課 長	佐々木 直 樹 君
熊 石 消 防 署 長	関 晃 弘 君	熊石国保病院事務長	福 原 光 一 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	野 口 義 人 君	併議会事務局次長	藤 原 悟 史 君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶 務 係 長	千 代 貴 大 君		
併監査委員事務局監査係			

〔開議 午前 10 時 00 分〕

◎ 開会宣告

○議長（大久保建一君） 傍聴者の皆様、傍聴ありがとうございます。

おはようございます。ただいまの出席議員は 14 名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに、本日の会議を開きます。報道機関による議場内の録音を許可しておりますので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大久保建一君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、寺田広樹議員と倉地清子議員を指名いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（大久保建一君） これより、局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（野口義人君） おはようございます。ご報告いたします。

本日の会議に、予算特別委員会より付託をした令和 8 年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。

また、町長より議案 1 件が追加提出されております。この他に、議会運営委員会より条例改正 1 件および閉会中の継続調査申し出書、議員発議による意見書案 3 件が提出されております。

以上でございます。

◎ 議案第 1 号から議案第 12 号まで、議案第 27 号

○議長（大久保建一君） 日程第 2 議案第 1 号から議案第 12 号まで及び議案第 27 号、すなわち令和 8 年度各会計予算及び関連議案を一括して議題といたします。

本件は、かねて審査を付託しておりました、予算特別委員会からの報告を受けて、議題とするものであります。

報告書は、お手元に配付のとおりであります。

予算特別委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

○委員長（三澤公雄君） 議長。

○議長（大久保建一君） 三澤委員長。

○委員長（三澤公雄君） 予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

当委員会は、去る 5 日の本会議で付託を受けたあと、正副委員長の互選を行ない、委員長に私が副委員長に倉地清子委員が選出されました。

本会議で付託のありました、議案第 1 号から議案第 12 号まで及び議案第 27 号、すなわ

ち令和8年度各会計予算及び関連議案の審査にあたるため、9日から町長をはじめ、各担当職員等の出席を求めて開催いたしました。審査は、各担当課長から説明を受けた後、質疑に入り3日間にわたり慎重に行われました。

審査の結果につきましては、各位ご承知のとおりでありますので、省略をさせていただきますが、長時間にわたり、審査にご協力をいただきました委員各位、町理事者の皆様に心より感謝を申し上げます。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり、議案第1号に関しては附帯意見を理事者において十分に尊重されることを要請することをもって、原案のとおり可決すべきものと決定し、議案第2号から議案第12号まで及び議案第27号は、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定しました。

町理事者におかれましては、審査の過程に出された意見等を真摯に受け止め、今後の事務の執行にあたられますよう申し上げます。なお、各委員から町理事者に対し、特に申し入れすべきものと合意をみた事項について申し添えます。

1つ目として、ふるさと応援寄付金については、当町の貴重な財源となっているが、令和7年度の決算見込み及び令和8年度予算が大幅な減少傾向にあることから、新しいメニュー開発や新規商品開発など、地域の魅力発掘、地場産業の活性化を含め、今後においては、戦略的に推進を図るよう強く求めるものであります。

2つ目としては、病院を取り巻く医療環境は、近年一段と厳しさを増しており、自治体病院が果たすべき役割機能にも支障が生じかねない状況にあります。また、両病院の収支見通しの報告においては、近い将来、内部留保資金が枯渇するという厳しい見通しが示されました。

その背景には、医師の不足、偏在、人口減少による患者数の減少のほか、人件費や物価高騰による経費の増加などがあり、この傾向が今後も継続するとしたら、さらに経営状況は悪化していきます。病院が地域医療の要となる一方で、経営状況が厳しい中、持続可能な医療を提供するために、聖域なき病院改革を推進し、効率的な医療提供体制の構築を進めていただきたい。

最後に、町の財政運営については、財政の健全性を維持しつつ、持続可能な成長を実現することが重要であると認識しておりますが、新年度予算では、ウイスキー事業をはじめ、大型事業の推進や病院会計繰出金の増加などにより、予算規模が膨らみ、多額な基金の取り崩しを行った予算編成のことから、今後においては、なお一層の歳出の効率化と重点化を図り、事業の取捨選択など、健全な財政運営と行財政改革を進め、町政のさらなる発展と、住民の福祉向上に努められ、誰もが安心して暮らせるまちづくりの推進に心がけていただきたい。

以上を申し添え、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（大久保建一君） 委員長報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員会委員であることから、これを省略いたします。委員長報告において、議案第1号に関しては、付帯意見を理事者において十分に尊重されることを要請することをもって、議案の

とおり可決するべきものと決定され、議案第2号から議案第12号まで及び議案第27号は、各案ともそれぞれ原案のとおり可決するべきものと決定されました。

これより、各案を区分して討論を行います。まず、関連議案である議案第10号から議案第12号まで及び議案第27号の4件について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに議案第10号から議案第12号まで及び議案第27号の4件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号から議案第12号まで及び議案第27号の4件について、委員長報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第12号まで及び議案第27号の4件については、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第1号令和8年度八雲町一般会計予算1件について討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに議案第1号令和8年度八雲町一般会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号について、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

次に、議案第2号から議案第9号までの8件について討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに議案第2号から議案第9号までの8件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号から議案第9号までの令和8年度各会計予算8件について、委員長報告のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第9号までの8件は、委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

◎日程第3 議案第28号 令和8年度八雲町一般会計補正予算第1号

○議長（大久保建一君） 日程第3 議案第28号、令和8年度八雲町一般会計補正予算第1号を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○財務課長（井口貴光君） 議長、財務課長。

○議長（大久保建一君） 財務課長。

○財務課長（井口貴光君） おはようございます。

議案第28号令和8年度八雲町一般会計補正予算第1号について、ご説明いたします。
追加議案書1ページをお願いいたします。

このたびの補正は、歳入歳出予算及び債務負担行為の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1億6,270万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を165億4,270万5千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書6ページ、中段をお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4,134万2千円の追加は、役場庁舎等整備事業であります。

本事業は、二度に渡り建築主体工事の入札が不調に終わり、ゼロベースから新たに設計し、進めることが妥当との判断を議会全員協議会及び町民説明会において、おおむね理解を得られたところであります。

新たな整備方針としては、公民館機能を除いた庁舎機能と保健センター及び子育て関連の複合施設として、イニシャル、ランニングコストを抑えた建物とすべく、基本・実施設計を令和8年度から令和9年度の2か年で実施し、令和12年度役場庁舎の完成を目指すものであります。

2か年で実施する基本・実施設計業務委託料は、1億7,363万5千円で、このうち令和8年度分として、12節に4,113万5千円のほか、町民周知用チラシ作成などに係る事務費として、10節に20万7千円を追加しようとするものであります。

なお、令和9年度分については、債務負担行為を設定する必要があると思いますが、詳細は第2表債務負担行為補正において、このあとご説明いたします。

2項徴税費、2目賦課徴収費、59万4千円の追加は、電算業務委託料であります。令和7年度に導入した固定資産税家屋評価システムに係る保守について、本来であれば令和8年度当初予算に計上するべきものでありましたが、計上が漏れていたことが判明しましたので、12節に電算業務委託料59万4千円を追加しようとするものであります。

予算編成作業にあたっては、計上漏れがないよう、改めて確認を徹底してまいります。

4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費、1億2,076万9千円の追加は、八雲町リサイクルセンター火災復旧事業であります。

本事業は、令和7年8月15日に発生した火災に伴う建物に係る復旧改修事業で、令和7年度に実施した実施設計に基づき、延焼などによる被害が生じた破碎処理室のほか、外壁、選別室等の火災復旧改修工事請負費として、14節に1億1,510万4千円のほか、これに附

随する工事監理業務委託料として、12 節に 566 万 5 千円を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は、1 億 6,270 万 5 千円の追加であります。

続いて、歳入であります。同じく議案書 6 ページ、上段をお願いいたします。

19 款繰入金、1 項基金繰入金、3 目ふるさと応援基金繰入金、1 億 6,211 万 1 千円の追加は歳出に対応した基金繰入金であります。

20 款 1 項 1 目繰越金 59 万 4 千円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

補正する歳入の合計は、歳出と同額の 1 億 6,270 万 5 千円の追加であります。

次に、債務負担行為の補正であります。

議案書 3 ページをお願いいたします。

第 2 表債務負担行為の補正は、追加で役場庁舎新築工事基本・実施設計業務委託料で、限度額を 1 億 3,250 万円とし、期間を令和 8 年度から 9 年度に設定しようとするものであります。

以上で、議案第 28 号令和 8 年度八雲町一般会計補正予算第 1 号の説明といたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○8 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（大久保建一君） 倉地議員。

○8 番（倉地清子君） 7 ページの総務管理費の委託料 12 節委託料についてお伺いいたします。

先ほど説明で公民館機能を除いたものということでお話ありましたが、関口議員の一般質問のときにシルバープラザの改修工事は、新庁舎が終わった後っていう話も伺っておりますけれど、この公民館機能についての団体さんだったり利用者さんとか、そういう町民への説明ってこれからされる予定があるのかを教えてください。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 新庁舎から分離して考えるといいました、公民館機能の部分ですね。シルバープラザの大規模改修に合わせて、そちらのほうでの活用ということで考えてございますけれども、公民館の利用団体と、今シルバープラザの利用団体もございまして、その辺は新年度は入りましたら、お互い意見を聞いて、こういった内容がいいのかという希望も含めてお話を聞かせていただきたいというふうに考えてございます。

○8 番（倉地清子君） 議長、倉地。

○議長（大久保建一君） 倉地議員。

○8 番（倉地清子君） その件に関しては変更になってしまったので、説明は十分にしたいかなと思っていますところです。

あと、もう一点なんですけど、公民館機能のことについて教育長にも伺いたいんですけど、この公民館機能って、今公民館団体さんが利用してて、そこに教育委員会が設置されているんですけど、新庁舎に教育委員会を入れるとするならば、公民館機能の団体さんの事務方となる方が不在になる関係でちょっとお話ししたいんですけど。

これからの計画になるんでしょうが、新庁舎の計画ですから、今のこの予算が。そこでちょっとうまく言えないけれど、実は、公民館機能を充実させるためには、事務方っていうのがやっぱり必要で、なぜそれを言うかという、実は同じケースになったときに公民館機能を利用されている団体さんがすべて消滅してしまった自治体があったんですよね。

なので、何が言いたいかというと、これから新庁舎を実施設計まで持っていきますけれど、教育委員会の方の担当っていうかな。要は、社会教育、学校教育、体育とありますけれど、体育館には体育課は単独でいますよね。

社会教育には、社会教育課が単独で行くことも検討していただければなというふうに、今後のことをお話ししたいんですけど、なぜ言いたいかといった新庁舎が決まったときに、教育委員会の場所が決定してしまうので、このことも一緒に今後、議論していただくことを検討していただきたいんですが、いかがですか。

○教育長（西田浩人君） 議長、教育長。

○議長（大久保建一君） 教育長。

○教育長（西田浩人君） 新庁舎ができた後の教育委員会職員の配置という質問だと思います。いろいろな考え方はあると思いますが、現時点では、学校教育課職員も社会教育課職員も新庁舎のほうに入り、そして何か講座等をやるときには、社会教育課の職員がシルバープラザのほうに移動するというのを現段階では想定しております。

○議長（大久保建一君） よろしいですか。

他にございませんか。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） これまでの新庁舎のことをわかりやすく岩村新庁舎案と説明しましょうか、そういうかたちで表現したいと思いますけれども。

岩村新庁舎案の時は、令和元年度に新庁舎等建設にかかる基本的な考え方というものを基にして、さらにその後検討を進めて、新庁舎等に導入する機能や配置設備等についての考え方を整理して基本設計に向かっていきました。

時間をかけてしっかりと議会とも議論し、今回この基本設計、実施設計の業務委託料を議案としてあげるにあたって、まだそういったことも我々には示されてないし、町民にも示してないし、生煮えなんじゃないですか。

今の教育委員会についての質問、倉地委員がおっしゃったように、シルバープラザを使うという話は、僕たちの中では何度かこれまで議論してお話聞いてますけども、町民にはまだ一切説明してませんよね。町民が主役っていうのが萬谷町長の看板じゃないんですか。

町民説明会が行われた時の 23 日でも、町民には私たちの意見を聞いて、新しい庁舎がも

う一度できるんだという希望を抱かせた説明会だったと、僕は記憶しています。こんな生煮えの状態で、設計業者で委託料ということを進めてチラシ配布で済ませようという。

町民が主役っていう看板倒れじゃないんでしょうか。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 町民説明会の時には、面積を削減するということで、保健センター機能と公民館機能がありますけれども、そこまで具体的なお話、こういうふうに決定して進みますというお話は確かにしてございません。

ただ、今進めようとしている基本設計の中でそういった庁舎機能の部分が固まってきた段階でお示しできるものができた段階で、町民の方には説明したいなと考えてございます。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 町民にお示しできないような状況で、予算を計上するんですか。おかしくないですか。

さらに質問を加えますけれども、この間不調になってから、僕以外の議員でも不調になった原因の究明が足りないと、いろんな角度で質問を重ねてきましたけれども、究明する誠意も最近は感じられなくなってきました。

時間がない中で進めていくということも言葉加えてそちら側から発信されてますし、僕らもそういう認識は持ってますけれども、時間がない中で行くなれば、今ここで設計業者を決めて、そして大急ぎで設計をつくってもらってということをやったとしても、また入札の段階で原因究明されてなかったら同じことが起こるんじゃないかと、そういった不安が付きまとっているんですよ、まだ現在でも。

物事の進め方がちょっとおかしくないですかと。それをまず認識してほしいんです。重ねて聞きますけれども、不調になった原因の本当に究明できてないものですけども、その中で、建築工事に関わる JV 代表者の主な条件ってものが厳しすぎるんじゃないかという角度でも質問してますけれども、今のところそれを変える意図がないと、意思はないというような発信もされてますが、この JV 代表者の主な条件っていうのは、ちょっと今述べますよ。

①建築意識の経営事項審査が 1,100 点以上。②北海道内に営業所を有していること。③過去 15 年間、国、道と地方自治体が道内で発注した非木造請負金額 15 億円以上の新築、または改築工事を元請けとして施行した実績があること。この条件を変えずにやるということで、考えてもいいんでしょうか。

僕らはね、解決してない問題が究明されてないで不安になっているんですよ。この条件も変えずに進めていくっていうことを考えて、この予算も計上しているんですか。3 回しか質問できないんで、いくつも質問を重ねてますけれども誠実な答弁をお願いします。

○建設課長補佐（池田裕史君） 議長、建設課長補佐。

○議長（大久保建一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（池田裕史君） 今、三澤議員がおっしゃられたことなんですが、現時点では、実施設計、基本設計の発注ということで、現時点で入札条件の緩和等の実際の工事の発注の緩和条件についての内容まで協議していることはありません。

ですが、もちろん基本設計が終わって実施設計が終わって、工事の価格が出て、発注体制になった時に改めて前回の発注条件から含めて検討したいというふうに思っております。

○新庁舎建設推進室室長（川崎芳則君） 議長、新庁舎建設推進室室長。

○議長（大久保建一君） 推進室長。

○新庁舎建設推進室室長（川崎芳則君） 三澤議員の設計の予算の提案が早いのではないかと、というご質問でございますが、こちらについても前回の設計の部分の時もそうですけども、基本設計を発注かけて、その中である程度固まってから、町民説明会なりを開きながら、町民の意見を聞き入れて進めてきたという経緯がございますが、ある程度、前回やった設計基本設計の内容がございます。

ですので、今回はあくまでも新しい庁舎、公民館機能が外れますけれども執務室ですとか、保健センター、あと議場などそういった部分の機能の庁舎として、今回設計を発注かけますけれども、そういった以前、検討した内容を基本的には踏襲をしながら進めていくと。

さらには先ほど副町長からも答弁ありましたけれども、ある程度揉んだ部分で議会のほうと町民説明会、そういった部分を開催しながら進めていきたいというふうに考えております。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 3 回目ですね、三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） 議長が必要と認めれば、4 回、5 回できるようなシステムに変えますからね。議長が必要と認めれば、3 回目です。十分わかっています。

今の答弁から行くと、町民が主役じゃないですよ。二階建てを建てるんですか、平屋ですか、三階建てにするんですか。そんなことも決まってないんですか。

それで、この予算を上げるんですか。不落になった原因が究明されてない。不落になった1つの要因でもあるかもしれない入札参加条件を変えるか、変えないかも決めてない。こんなあやふやな提案で何を審議するって言うんですか。足りなさすぎませんか。もう一度今問ったこと答えてください。

○建設課長補佐（池田裕史君） 議長、建設課長補佐。

○議長（大久保建一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（池田裕史君） まず、原因の究明という部分なんですが、そこについてはこれまでの入札不調の説明の中でもお話ししたとおり、まず一番は町の設計単価と市場単価の乖離が大きかったという部分であります。

そして、その部分を回避して2回目やったんですが、道外からの見積もりを聴取してやったんですがいなかったということで、2回不調が終わったという段階でございます。

それで、うちのほうの検証としてはその部分で今終わっている状況なんですが、これか

ら設計をかけるわけなので、その中で改めてこの詳細の部分、建築というのは、すごい見積もりの部分が多いんです。いろんな部品やいろんなものの見積もりが多いので、その部分すべてというのは、かなり大変だとは思いますが、今回の要因がほかにもあるのかどうかというのは新たな基本設計を発注して、その中で検証していきたいというふうに考えております。大きな原因は、やはりうちの設計単価と市場単価の離れだというふうに思っております。

それと、今、二階建て、三階建ての建物というお話をされたかと思うんですけども、それについては今後、基本設計の中で二階建てがいいのか、三階建てがいいのか、もちろん工事費用のコストを含めて、いろんなものを試算して検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） よろしいですね。

○12 番（三澤公雄君） 答弁足りない。

○議長（大久保建一君） ん。

○12 番（三澤公雄君） 答弁足りないでしょ。今、彼の持ち場で必要な答弁をしましたよ。他の持ち場の人たちは、答弁は。

町民主役じゃないですねって僕は尋ねましたよ。

○議長（大久保建一君） 三澤君、ちょっと待ってください。暫時休憩いたします。

<<休憩>>

<<再開>>

○議長（大久保建一君） 再開いたします。他にございませんか。

○10 番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○10 番（関口正博君） 確認させてください。

先ほどの答弁の中で、これまでの実施設計完了しているものに対して、それらを参考にしながらというようなことがあったと思うんですけども、このことについて法的な制約を含めて、そのようなものはないということは間違いないのか、ということを改めて確認させていただきたいんですけども。

○議長（大久保建一君） 暫時休憩いたします。

<<休憩>>

<<再開>>

○議長（大久保建一君） 再開いたします。

○建設課長補佐（池田裕史君） 議長、建設課長補佐。

○議長（大久保建一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（池田裕史君） 今現在うちのほうで考えているのは、現設計のコンセプトやこれまで行ってきた協議について、協議によって積み上げられてきた意見だとか、要望だとか、決定した設計内容について、新設計に生かせるものは、すべて生かしていきたいというふうに考えており、今ある設計書をそのまま移して使うとか、そういうことはする予定はないです。

ただ、今まで積み重ねてきた議論とか、そういうものを使えるものは、すべて使っていきたいというふうに考えております。

○10番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○10番（関口正博君） わかりました。いずれにしてもですね、細心の注意を払っていただきたいと思います。それらの確認というものを当然していきながら、似たような、どうしても庁舎設計というのは、同じような感じになっているということではあると思うんですよね。

それで、八雲町としても、最短のスケジュールでこれからいろいろなことを積み上げていかなければならないという意味においては、今後起こりうる問題、リスクマネジメントというものをまずは、しっかりと考えていただきたいということを強くお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 答弁は良いですか。

○10番（関口正博君） はい。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

○7番（寺田広樹君） 議長、寺田。

○議長（大久保建一君） 寺田議員。

○7番（寺田広樹君） 再度念押しで聞きたいことがありまして、入札条件についてお伺いいたします。

前回の条件でいきますと、ゼネコンプラス町内業者A2社、B1つ、これは金額だけ下げても、この入札の間口も緩和しなければいけないと私は強く感じているんですけども、その辺、変更ございませんか。どういう考えであるか、聞かせていただいていいですか。

○副町長（竹内友身君） 議長、副町長。

○議長（大久保建一君） 副町長。

○副町長（竹内友身君） 2回不調に終わった部分でご心配だということで、入札の間口の変更ということでございますけれども、これは現時点でどうしていくっていうのはこの場では回答はできませんが、いずれにいたしましても、入札方法で行くのか、プロポで行くのかというのも決定してございませんので、そのあたり資格審査会とか指名委員会とかございますので、そのあたりで内容というのが決定されますので、よろしくお願いいたします。

○7番（寺田広樹君） 議長、寺田。

○議長（大久保建一君） 寺田議員。

○7番（寺田広樹君） 本当に面積下げて金額下げる。これも大変効果は大きいんですけども、やはりこの入札条件というのはどうしても払拭できないので、ここも最重要項目と思っていただいているとは思いますが、ぜひこの緩和も強く検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第4 議案第13号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（大久保建一君） 日程第4、議案第13号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者の説明を求めます。

○消防本部予防課長（横田和彦君） 消防本部予防課長。

○議長（大久保建一君） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（横田和彦君） おはようございます。

それでは、議案第13号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。議案書4ページをお開き願います。

この度の改正は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準について一部改正しようとするものであり、また、住宅における火災の予防推進の一部を改正しようとするものであります。

それでは改正部分についてご説明致します。議案書4ページになります。

改正後条文、第7条の2第1項及び同項第1号、第2号及び第7条の2第2項の改正については、近年のサウナブームを背景に、従来の浴場等の建物内に設置されていたサウナとは異なり、屋外等のテント型やバレル型に放熱設備を設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要性が生じているため、従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから別の種類のものとして位置づけることとし、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加するものであります。

つづきまして、議案書5ページ上段になります。

第7条の3の改正については、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備が追加された事により、簡易サウナ設備以外のサウナ設備としてサウナ設備を一般サウナ設備に名称変更したものであります。

つづきまして、議案書5ページ下段から6ページになります。

第51条の改正につきましては、火を使用する設備又はその使用に際し、火災のおそれのある設備を設置しようとする届出で簡易サウナ設備及び一般サウナ設備を明確にしたものであります。

つづきまして、議案書5ページ中段になります。

第29条の7第1項第1号の改正については、住宅における火災の予防の推進として感震ブレーカーを追加したものであります。感震ブレーカーとは、震度5強以上の地震を検知した際に自動的にブレーカーを落とし電気の供給を遮断させ、電気が原因となる火災事故を防ぐ装置であります。各家庭に設置することで、住宅火災を未然に防ぐだけでなく延焼防止にもなるため、地震後の電気火災被害を防ぐことが有効とされております。附則として、この条例は令和8年3月31日から施行するものであります。

以上、議案第13号八雲町火災予防条例の一部を改正する条例の説明と致します。よろしくお願い致します。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 最近、話題になったサウナの事故で施錠できるようなものがあつたがために、トラブルが起きたような、そういった報道で改正されたと思うんですけど、これ、すいません。議案書に出てるものしか、僕読んでないので申し訳ないんですけども、そういったものを一般サウナっていうか、簡易サウナの部分でもつけちゃいけないみたいな、そういった規制とかは設けなくていいのかな、なんて思って読んだんですけども、もうそれはすでに条例に入っていたんでしょうか。

○消防本部予防課長（横田和彦君） 消防本部予防課長。

○議長（大久保建一君） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（横田和彦君） 三澤議員の質問にお答えします。東京の赤坂であつたサウナの事故と、簡易サウナのやつは別のことで、テント型のサウナとか、バレル型って木樽の形をしたバレルが一般的に主流になってきていましたので、一般のサウナ設備以外に設けたものでございます。

簡易サウナの設備の定義として、屋外または直接、外気に接する場所に設置され、テント型サウナ室、または円筒形で木製のバレル室サウナ室で、定格が出力6kW以下で、熱源が薪か電気を使用するものをこの簡易サウナとしております。

他のコンテナハウスとか、普通の木製のハウスのようなサウナ室は熱源が灯油とかガスなど使用している場合は、安全検証が総務省消防庁のほうで行われていないので、こちら

のほうは従来通り一般サウナとして見ておりますので、よろしくお願い致します。

○12 番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12 番（三澤公雄君） その辺のところは理解して、その簡易テントサウナでも入った後にある程度戸を閉めたり、チャックしたりするでしょう。その時に、そういった施錠設備なんかがあったりしたら、トラブルが同じようなことが起こるのかなって想像しているもんですから、新しく加えたところにもそういった鍵とかはつけちゃいけないのだとかっていう縛りが無いのかなと思って読んだものなんです。

だから、そういったものが議案配布されてたもの以外に、そういったものが書かれているのかもしれないんですけど、それはちょっとここだけで読んだものですから、そういった事故のようなことを鍵をかけてしまったがために逃げられなくなってしまったみたいな、そういうようなことの心配は、この条例改正の中にはちゃんと組んでるんでしょうかっていう意味で聞きました。

○消防本部予防課長（横田和彦君） 消防本部予防課長。

○議長（大久保建一君） 消防本部予防課長。

○消防本部予防課長（横田和彦君） サウナの鍵のほうは、消防法では謳ってないんですよ。たぶん消防法では、サウナに関しては、消火設備とか避難の誘導の設備とか警報設備とか、そちらのほうで鍵をかけるとか、そういうやつ基準というのはありません。

○12 番（三澤公雄君） 分かりました。

○議長（大久保建一君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第5 議案第14号から議案第19号までの指定管理者の指定

○議長（大久保建一君） 日程第5 議案第14号から議案第19号までの指定管理者の指定については、関連がありますので一括議題といたします。提出者の説明を求めます。

○総務課長（川崎芳則君） 議長、総務課長。

○議長（大久保建一君） 総務課長。

○総務課長（川崎芳則君） 議案第14号から議案第19号までの指定管理者の指定につい

て、一括して提案説明させていただきます。

議案書 7 ページから 14 ページまででございます。

この度の 6 件の議案は、これまで町有施設の指定管理者として管理委託をしております 53 施設の 46 団体について、本年 3 月末で指定期間満了となりますことから、引き続き、指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

議案第 14 号は、八雲町地域会館等条例により定められている各施設について、議案書 8 ページから 9 ページの別紙に記載のとおり、各町内会や運営委員会等を指定管理者として指定しようとするものであります。

10 ページの議案第 15 号の八雲デイサービスセンターは、社会福祉法人溪仁会に 11 ページの議案第 16 号の八雲町熊石デイサービスセンターは、社会福祉法人熊石敬愛会に 12 ページの議案第 17 号の八雲町勤労者センターは、連合北海道八雲地区連合会に 13 ページの議案第 18 号の八雲町育成牧場は、株式会社青年舎に 14 ページの議案第 19 号の八雲町熊石農産物等直売所は、熊石果菜栽培振興会にそれぞれ指定管理者として指定しようとするものであります。

指定する期間についてですが、議案第 18 号の育成牧場については、育成牧場運営協議会で協議が行われた結果、個人農家の減少及び民間による預託事業が展開されていることから 3 年後に事業を終了する計画となっており、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年間とし、それ以外の議案第 14 号から第 17 号及び第 19 号の施設は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とするものであります。

以上、議案第 14 号から議案第 19 号までの提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第 6 議案第 20 号町道路線の変更について

○議長（大久保建一君） 日程第 6 議案第 20 号町道路線の変更についてを議題といたし

ます。提出者の説明を求めます。

○建設課長補佐（池田裕史君） 議長、建設課長補佐。

○議長（大久保建一君） 建設課長補佐。

○建設課長補佐（池田裕史君） 議案第 20 号町道路線の変更について、ご説明いたします。
議案書 15 ページをご覧ください。

本件は、町道として管理している町道鉛川原野線の認定事項に変更が生じたため、道路法 第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

概要説明書 3 ページの別紙 1 の位置図をご覧ください。

この度の路線変更は、町道鉛川原野線の起点となる道道八雲北檜山線との交差点部分において、町道から道道への進入の際、町道側の下りが急勾配となっているのに加えて道道の通行車両の視認性が悪く、冬場はもとより、夏場も農業用機械の往来が多く危険な状況であったことから、勾配については路線の線形を変更し、路線距離を延長することで勾配の緩和を図ると共に、視認性については町道起点位置の変更を行い見通し確保を図ったものであります。

位置図・中段になりますが、路線の線形については黒色点線から黒色実線へ、路線の起点については白丸から黒丸の位置へと変更をしようとするものであります。

なお、本事業については、北海道の農道整備事業にて実施していただいております。

それでは、議案書 15 ページにお戻り願います。町道としての変更概要について、ご説明いたします。

路線番号、路線名については変わらず、起点が、八雲町鉛川 87 番地先から八雲町鉛川 92 番 11 地先へ変更となり、終点、重要な経過地については変わらず、路線の延長が 2,513.80 m から 2,764.80m へ変更となるものであります。

以上で、議案第 20 号町道路線の変更についての説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第7議案第21号 八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○議長（大久保建一君） 日程第7 議案第21号、八雲町過疎地域持続的発展、市町村計画の策定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○政策推進課長（川口拓也君） 議長、政策推進課長。

○議長（大久保建一君） 政策推進課長。

○政策推進課長（川口拓也君） 議案第21号、八雲町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてご説明申し上げます。議案書16ページでございます。

本件は、国の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、いわゆる過疎法の第8条第1項の規定に基づく、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、あらかじめ北海道と協議し同意を得ましたので、議会の議決を求めようとするものでございます。

議員皆様には、議案書とともに別冊の八雲町過疎地域持続的発展市町村計画を事前配布させていただいておりますが、計画書は相当ボリュームがございますので、提案説明は概要説明書の別紙2の内容に沿って行わせていただきますので、お手数でございますが概要説明書4ページをお開き願います。

はじめに、1の計画策定の趣旨でございます。ご承知のとおり、これまでも当庁では、過疎法に基づく市町村計画を策定し、過疎地域に対する国からの財政優遇措置を受けながら、地域振興策を図ってきたところでございます。

現行の市町村計画につきましては、令和3年度から令和7年度までを計画期間として作成されており、本年度をもって終了となるものでございます。このことから引き続き、国からの財政上の優遇措置を活用し、本庁の持続的な発展を図っていくため、今後5年間の新たな市町村計画を策定し、取り組んでいこうとするものでございます。

次に、2の過疎地域の指定要件でございます。記載のとおり、人口要件と財政力要件の2つの基準がございます。これらが法に定める基準に当てはまると、要件を満たすことになります。

このうち、人口要件につきましては、法において昭和55年から令和2年までの40年間の国勢調査における人口減少率を30%以上と定めており、当町はこの基準値以上の40%になっております。

また、財政力要件については、平成30年度から令和2年度までの3ヶ年平均の財政力指数を0.51以下と定めているところ、当町は基準値以下の0.288となっており、人口と財政力、いずれの基準も満たしていることから過疎地域として指定されるものでございます。なお、北海道は179市町村のうち、152の市町村が該当しております。

続いて、3の現行計画の変更点でございますが、このたびは国の過疎法に改正はございませんでしたので、基本事項と考え方に変更はなく、今後とも国からの財政支援を受けるために計画している施策事業の入れ替え、見直し程度となっております。あわせて、時間経過により変化した町の状況や数値など、軽微な修正を行ってございます。

次に、4の計画の構成についてご説明いたします。本計画は、国や道の指針に沿って策定し、現行の計画と同じ構成になっております。

はじめに、(1)の基本的な事項についてでございます。まず、①町の概況、人口および産業の推移と動向、行財政の状況につきましては、記載しております順に、若年層の人口流出と少子高齢化の進行の状況。また、定住を支える地場産業の振興や生活環境の充実の必要性。

そして財政状況として、国の補助金や地方交付税等に依存し、厳しい状況であることなどを踏まえ、次の②の地域の自発的発展の基本方針、基本目標、計画期間の設定へとつなぐ内容となっております。

基本方針につきましては、第2期八雲町総合計画との整合性を図り、地域資源を生かした産業の振興や生活利便性の向上、保健、医療、福祉、教育の充実などを通じ、過疎地域の視点から持続的な発展を目指していくこととしてございます。

また、基本目標については、人口減少の抑制と地域活力の維持向上を図るべく、人口に関する目標値を第3期八雲町総合戦略に合わせ、令和12年10月時点で1万3,330人と設定し、計画期間は令和8年4月1日から5ヶ年とするものでございます。5ページをお願いします。

続いて、(2)の持続的発展に向けた主な施策についてでございます。主な施策については、記載の①移住定住地域間交流の促進、人材育成から6ページの⑫その他の地域の持続的発展に関し、必要な事項までの12項目に分類され、それぞれの項目の四角枠内には、今後5年間に予定している対策事項を記載しているものでございます。

これら詳細につきましては、別冊の計画書15ページから47ページまでにわたり、項目ごとに現況や対策事業計画等を搭載しており、また、別冊参考資料の一覧表には総合計画の実施計画、掲載事業のうち、過疎債の対象となる事業を抜粋し搭載しておりますが、先ほど申し上げましたとおり、これらは第二期八雲町総合計画をもとにしていることから各事業の説明は省略させていただきますので、ご了承をお願いします。

なお、本計画につきましては、率直に申し上げまして、国の優遇措置を受けるがための計画であると捉えていただきたく、また、計画内の各施策事業の執行にあたりましては、財政状況はもちろん、その時々を経済社会情勢等を見極め、そして、議員皆様にご相談させていただきながら進めてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、議案第21号の説明とさせていただきます。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（大久保建一君） 日程第8 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員1名が令和8年6月30日をもって任期満了となることから、その後任者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めようとするものであります。

推薦しようとする委員につきましては、議案書80ページに記載のとおりであり、略歴等は、お手元の参考資料に記載しております。

この方は、人格円満にして信望厚く、広く社会の実情に通じ、人権擁護委員としての使命を十分発揮されると期待しております。

従いまして、適任者として推薦いたしたく存じますので、議員各位のご同意をお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（大久保建一君） お諮りいたします。

本件については、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件について、議案書に記載の方を人権擁護委員として、適任とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、長野 喜美子さんを人権擁護委員として適任とすることに決定いたしました。

◎日程第9 発委第1号 八雲町議会基本条例の一部を改正する条例

○議長（大久保建一君） 日程第9 発委第1号八雲町議会基本条例の一部を改正する条例を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○4番（赤井睦美君） 議長、赤井。

○議長（大久保建一君） 赤井議員。

○4番（赤井睦美君） 発委第1号、八雲町議会基本条例の一部を改正する条例について、提出者を代表し、議案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、本条例第16条に規定されている議会は、一般選挙を経た任期開始後に条例の目的達成状況を検証し、その結果を踏まえ、必要な場合は、速やかに条例の改正を含めて、適切な措置を講ずることになっていることから、現在の議会活動および議会運営や社会環境の変化などを踏まえ、議会機能の充実とさらなる推進を目指すため、既設条例の一部を改正しようとするものです。それでは、発委第1号の別紙をご覧ください。

改正の内容は、第3条第2項において、議会は議長および副議長を志願する者に議会活動の方向性を明確化するとともに、議会の透明性をより高めるため、所信表明の機会を設けることを新たに定めようとするものです。なお、所信表明を実施するための規定は別に要綱を制定するものです。同じく第3条第3項から第6項は、項ずれ対応の改正です。

次に、第5条、第7項の改正は、議会報告会開催についての条文の一部を見直して、議会報告会の表記をより町民との意見交換することを主眼とした町民と議会との懇談会を前面にした表記へ改正しようとするものです。

次に、第13条には災害時の対応について、議会および議員の行動基準として、本条例上に位置づけすることから、新たに規定しようとするものです。なお、行動基準等に関しては、別に災害時対応マニュアルを制定するものです。

最後に、第14条から17条は条ずれ対応の改正です。附則として、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案説明といたします。議員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論なしと認めます。

これより、直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第10 発議第1号泊発電所、3号機の再稼働に反対する意見書

○議長（大久保建一君） 日程第10 発議第1号泊発電所、3号機の再稼働に反対する意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 発議第1号泊発電所3号機の再稼働に反対する意見書について、提出者を代表し、議案説明をいたします。

北海道電力泊発電所3号機の再稼働に向けた準備が進められています。しかし、再稼働の同意をめぐって議論していた際に、北海道電力は、再稼働によって家庭向けの電気料金が11%程度値下げできるという見通しを示していましたが、今年1月になってから値下げ幅は変わる可能性があるとし唆しました。北海道知事は、再稼働の同意の際に、電気料金の引き下げが見込まれることを理由の1つに挙げられていましたが、前提が覆されたものであります。

また、敷地内の液化化リスクや活断層の存在、核のごみの最終処分問題、避難計画の実効性の不安など、科学的な疑義が解消されないままの再稼働は、ひとたび事故が発生すれば、道民全体の生活と生業に壊滅的な打撃を与える恐れがあるものであります。

よって、再稼働に反対する意見書に対して、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論はございませんか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○13番（牧野 仁君） 議長、牧野。

○議長（大久保建一君） 牧野議員。

○13番（牧野 仁君） 本案に反対の立場から討論を行います。第一に本意見書は、泊発電所の3号機の安全性や原子力規制委員会による審査状況といった科学的、技術的根拠に基づく議論を十分示されておりません。

原子力規制委員会は、世界でも最も厳しいとされる新規制基準に基づき、安定性が確認され方を認めているという独立した立場で審査を行っております。地方議会がこの専門的な審査を先回りして否定することは、行政の適正なプロセスを軽視するものであり、賛同することはできません。

第二に北海道の電力事情を考えた時、本意見書には電力の安定供給という視点を欠いていると言わざるを得ません。北海道は、特に冬季の電力需要が大きく、再生可能エネルギーは天候に左右されやすいという課題があります。

泊発電所は、安定したベースロード電源として、また、Co2排出の少ない電源として、道内のエネルギー供給に重要な役割を果たしてきました。

また、国家的プロジェクトとするラピダスなど、大規模工場や急激に進むGX化のこれらの電力需要が全く考慮されておりません。道民生活の安定や経済活動に影響を及ぼす電

力不足のリスクを無視した判断であり、地方自治体として責任ある姿勢とは言えません。

また、主に私からこの再稼働賛成容認の理由は、安定的電力供給の確保、電気料金の引き下げ、脱炭素社会の実現による経済成長への寄与です。

本意見書は、科学的根拠の不足、エネルギー政策全体の視点の欠如、地域経済への影響の無視など、地方議会としては、北海道に提出する意見書としての妥当性を欠いております。

以上、理由から泊発電所3号機再稼働に反対する意見書に賛成できません。地方議会として、科学的根拠に基づき、道民生活と地域経済を守る立場から冷静で責任ある議論を行うべきであります。

よって、本意見書に反対といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○3番（水野博美君） 議長、水野。

○議長（大久保建一君） 水野議員。

○3番（水野博美君） 原案に賛成の立場から討論させていただきます。福島原発事故から15年経った今でも、地域に戻れない状況が続いています。特に、一次産業については、風評被害によって厳しい状況にありました。泊原発においても、避難計画の不安、核ゴミの最終処分問題など課題が多く、再稼働には反対ですのでこの意見書に賛同します。

○議長（大久保建一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、起立によります。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 発議第2号 高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書

○議長（大久保建一君） 日程第11 発議第2号、高額療養費制度の負担上限額引き上げの撤回を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 発議第2号、高額療養費制度の負担、上限額引き上げの撤回を求める意見書について、提出者を代表して議案説明をいたします。

我が国の社会保障制度において高額療養費制度は、重篤な疾患や長期療養を余儀なくされる患者が家計を破綻させることなく、安心して医療を受けられるための命綱であり、セ

ーフティネットの根幹をなすものであります。

物価高騰が国民生活を直撃し、実質賃金が低迷する中、病気による休業や所得減少に苦しむ患者に、さらなる負担を課すことは、治療断念や受診抑制を招くことが強く懸念されます。

また、外来特例の見直しや、OTC 類似薬の追加負担導入など、国民負担の連鎖は国民の生存権を脅かす事態と言わざるを得ません。

よって、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○9 番（小西雄一君） 議長、小西。

○議長（大久保建一君） 小西議員。

○9 番（小西雄一君） 高額療養費制度の負担上限引き上げの撤回を求める意見書について、反対の立場から討論いたします。まず、高額療養費制度は、国民の医療アクセスを保障する重要な制度であることに異論ありません。

しかし、同時に急速な高齢化と医療費の増大が続く中で、制度を将来にわたり、持続可能な形で維持していくことも国として避けられない課題であります。

今回の見直しは、単なる負担増ではなく、所得に応じたよりきめ細やかな負担設定を行うことで制度全体の公平性と持続性を確保しようとするものです。

現在の4区分では、実際の所得差に比して負担が平準化されすぎており、より高所得者層が相対的に低い負担で済んでいるという指摘もあります。13 区分への細分化は、こうした不均衡を是正し、負担能力に応じた適正な負担を求めるための措置と理解すべきです。

また、医療費の増加が続く中で必要な財源を確保しなければ、将来的には、制度そのものが維持できなくなる恐れがあります。

負担の見直しを一律に否定することは、結果として、将来世代に過度な負担を先送りすることに繋がりがねません。制度の持続性を確保するためには、現役世代、高齢世代を問わず、一定の負担調整を行うことは避けて通れない現実であります。

さらに、今回の見直しにおいても、低所得者層に対する配慮は維持されており、真に支援が必要な方々への影響は、最小限に抑えられています。

制度の根幹である、必要な医療を受けられなくなるという事態を招くものではなく、むしろ制度を将来にわたり、守るための調整であると考えます。

以上の理由から本意見書は、制度の持続可能性という視点を欠き、国の医療保障制度全

体の議論としては不十分であると感じます。

国民が安心して暮らすための制度だからこそ、持続可能なかたちに変えていくことが重要だということを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（大久保建一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は、起立によります。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 発議第3号非核三原則の堅持と法制化を求める意見書

○議長（大久保建一君） 日程第12、発議第3号、非核三原則の堅持と法制化を求める意見書を議題といたします。提出者代表の説明を求めます。

○2番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（大久保建一君） 横田議員。

○2番（横田喜世志君） 発議第3号 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書について、提出者を代表し、説明を申し上げます。

1967年に佐藤栄作首相が国会で持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を表明し、1971年には衆議院で非核三原則を堅持する国会決議が採択され、その後も度重なる国会決議によって、非核三原則は国是として半世紀以上にわたり、堅持されてきています。

核兵器が使用されないためには、憲法の平和理念とともに非核三原則を堅持し、わが国が核廃絶の主導者として、核兵器のない世界の実現のために一層の取り組みを行っていくことが不可欠であります。

よって、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大久保建一君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「はい」という声あり）

○議長（大久保建一君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○10番（関口正博君） 議長、関口。

○議長（大久保建一君） 関口議員。

○10番（関口正博君） 非核三原則の堅持と法制化を求める意見書について、反対の立場から討論を行います。

まず、非核三原則の理念そのものは我が国の歴史と被爆の経験に根ざした重要な価値であり、私もその精神を否定するものではありません。

しかし、本意見書が求める法制化という手段については、国家の安全保障に重大な影響を及ぼす可能性があり、到底賛同できるものではありません。

第一に、国際安全保障環境は戦後最も不安定であり、ロシア、北朝鮮、中国など核戦力を背景とした圧力が現実の脅威となっております。

こうした状況下において、非核三原則を法律で固定化することは、将来の安全保障政策の選択肢を自ら放棄する行為であり、国家として極めて危険です。外交防衛政策は、時代の変化に応じて柔軟に対応できる余地を残すべきであります。

第二に、持ち込ませずを法的に縛ることは、日米同盟の信頼関係や抑止力の維持に深刻な影響を与えかねません。歴代政権は、同盟国との調整を行いながら現実的な運用を続けてきましたが、法制化はその調整余地を完全に奪い取ります。結果として、日本の安全保障を弱体化させ、地域の不安定化を招く可能性すらあります。

第三に、核兵器の脅威が高まる中で、非核三原則の法制化を求めることは、国際社会に対して、日本が現実を直視しない国家であるかのような印象を与えかねません。核廃絶を訴えることと現実的な安全保障政策を維持することは両立すべきであり、どちらか一方を極端に強めることが国益に資するとは限りません。

第四に、国会での議論はまだ十分に深まっておらず、国民的な理解も形成もされておられません。地方議会として、国に意見を述べることは重要ではありますが、国家の根幹に関わる問題について、議論が成熟していない段階で法制化を迫るのは明らかに時期尚早です。以上の理由から、私は本意見書に賛同はできません。

非核三原則の理念を尊重しつつも、国家の安全保障は、現実に応じた柔軟な判断が不可欠であり、法制化はその妨げとなるため、反対を表明いたします。

○議長（大久保建一君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

○12番（三澤公雄君） 議長、三澤。

○議長（大久保建一君） 三澤議員。

○12番（三澤公雄君） 今の反対討論を聞いて賛成討論しなきゃいけないと思い、賛成討論させていただきます。

今の国会を見てもわかるように、予算委員会の日程を半分に縮小させるような議論をしない政治状況がますます力強く進められている時にこの地方からも法制化を求めると、これは議論を妨げるのではなくて僕は議論をしっかりやっていこうという問題提起だと受け止め、賛成する立場で討論しております。今の国会情勢を見るからこそ、この意見書を地方から上げる意味があると私は強く感じております。

よって、この意見書には賛成の立場です。

○議長（大久保建一君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。他に討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） これにて、討論を終結いたします。

○議長（大久保建一君） これより、採決をいたします。この採決は、起立によります。本案を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（「賛成者起立」）

○議長（大久保建一君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（大久保建一君） 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち会議規則第 73 条の規定により、特定調査事項について、閉会中の継続調査を行いたい旨の申し出書が提出されております。申出書は、お手元に配布のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（大久保建一君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（萬谷俊美君） 議長、町長。

○議長（大久保建一君） 町長。

○町長（萬谷俊美君） 議長から発言の許可をいただきましたので、第 1 回定例会が閉会するにあたり、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本定例会は、3 月 5 日を初日として、本日まで 9 日間の会期となりましたが、議員皆様には、終始熱心なご議論と慎重なご審議をいただきましたことに敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

本定例会には、令和 8 年度一般会計をはじめとする各会計予算、補正予算や関連議案等を加え、提出しました件数は 30 件を超え、新年度一般会計、特別会計及び企業会計を含めた予算総額は 320 億 7 千万余りとなりました。

この間、予算特別委員会や議案等の審議を通じて賜りました、議員皆様からの貴重なご意見やご提言等につきましては、真摯に受け止め、新年度の予算執行ならびに、今後の町政運営に生かしてまいりますので、一層のご協力をお願い申し上げます。

また、役場新庁舎建設事業につきましては、新たに基本設計からやり直すことに対しまして、議員皆様のご理解を賜り、心から厚く感謝を申し上げます。

今後においては、限られた期間の中で事業推進となりますが、引き続き、議会及び町民

皆様のご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

予算特別委員会、正副委員長の責務を務めていただきました三澤議員、倉地議員には、審議の進行にあたり、ご配慮いただきましたことに心から感謝を申し上げます。議決をいただきました各会計の新年度予算は、向こう1年間の行政を推進するための経費を具現化したものでありますが、今後、国の施策や予算の動向を見極めつつ、年度途中において対応しなければならないものも出てくると予想されます。その際には、適時予算補正をお願いすることになりますので、ご理解賜りたいと存じます。

少子高齢、人口減少に伴う担い手不足などの業種においても、深刻な状況の中で、産業を継続させ、町の活力を継続していく政策や安心して暮らすことができる環境の整備充実など、さまざまな課題を克服していくために、職員共々努力を傾注してまいる所存ですが、議員各位、そして、町民皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、どうか健康に十分ご留意され、引き続き、町民の幸せと町発展にご尽力賜りますようお願い申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大久保建一君） 私からも、令和8年第1回定例会を閉会するにあたり一言ご挨拶を申し上げます。令和8年第1回定例会を無事に終えることができましたことについて、心より感謝申し上げます。

さて、現在の世界情勢は、アメリカのイラン攻撃をはじめとして、依然として不安定な状況にあります。この影響は、日本経済や国際的な経済安全保障問題にまで及び原油価格の高騰など、私たちの生活にも大きな影響を与えており、早期にこの不安定な状況が収束し、平和な日常が戻ることを心より願うところであります。

国内においては、高市政権のもとで経済政策や社会保障の改革が進められており、これらの政策が町民の皆様の生活にどのようなかたちで寄与できるのか、私たち議会としても真摯に考え、行動していく所存です。私たち議会は、さまざまな課題に直面しながらも町民の皆様の声をしっかりと受け止め、議会としての役割を果たすべく、引き続き、誠心誠意、努めてまいりたいと思います。

さて、本定例会は、3月5日に開会してから、本日までの間、一般質問をはじめ、令和8年度予算案などの各議案の審議をいただきましたが、本日ここにすべての議事が終了いたしました。予定通り閉会の運びとなりましたのは、予算特別委員会、正副委員長及び議員各位ならびに町理事者と職員の皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。

町長をはじめ、理事者各位におかれましては本定例会において、成立をみました各議案の執行にあたり、適切なる運用をもって進められ、八雲町の発展と町民の幸せのため、一層のご尽力をされますようお願い申し上げます。本定例会及び予算特別委員会において、議員各位から述べられました意見等を十分尊重され、今後の行政運営に反映されますよう、望むものであります。

また、先ほどの予算特別委員長報告にありました、出産祝い金給付事業に関連して、今後、政策意図を持つ新規事業や事業内容の見直しなどについては、各常任委員会へ相談しながら進めていただきたい。政策の適否を議員が判断するには、十分な審議時間が必要であり、町民にとって、より良い制度を構築する姿勢でお互い取り組んでいただきたいと思いますので、町側へ強く要望するものであります。

また、役場新庁舎等建設事業に関しましては、二度にわたる建築主体工事の入札不調という厳しい現実直面し、改めて設計からのスタートを切ることとなりました。

これにより、財源確保の観点からもタイトなスケジュールでの推進が求められますので、円滑な進行を図っていただきたい。未来への負担を少なく、町民生活やまちづくりの核となる庁舎をより良いものとしていくため、ともに努力してまいりましょう。

終わりになりますが、今月末で役職定年を迎えられます職員の皆様におかれましては、長年にわたり、八雲町の発展のためにご尽力された、多大なるご功績に感謝とお礼を申し上げます。今後もこれまでの経験と高い見識を生かし、それぞれの立場からご指導をよろしくお願い申し上げます。

結びに年度末を迎え、私たちの町がさらなる発展を遂げることを願い、引き続き、皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げ、閉会にあたっての挨拶といたします。今後とも、町の明るい未来を共に築いていくために力を合わせてまいりましょう。ご苦勞様でした。

◎ 閉会宣告

○議長（大久保建一君） これをもちまして、本定例会に付議された案件はすべて議了いたしました。

よって、令和8年第1回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午前11時38分〕